

# ○和歌山市中央卸売市場業務条例

昭和49年3月7日

条例第7号

## 目次

第1章 総則（第1条—第6条の2）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第7条—第17条）

第2節 仲卸業者（第18条—第26条）

第3節 売買参加者（第27条—第29条）

第4節 総合食品センター事業者（第30条—第34条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第35条—第61条）

第4章 卸売の業務に関する品質管理（第61条の2）

第5章 市場施設の使用（第62条—第68条）

第6章 監督（第69条—第71条）

第7章 市場運営協議会及び市場取引委員会（第72条—第72条の6）

第8章 市場委託手数料届出事項調査検討委員会（第72条の7—第72条の13）

第9章 雑則（第73条—第78条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、和歌山市中央卸売市場（以下「市場」という。）の設置並びに市場に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 売買参加者 第27条第1項の規定により市長の承認を受け、市場において卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）をいう。
- (2) 買出入 市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。
- (3) 買受人 仲卸業者その他の市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。
- (4) 取引参加者 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出入その他市場において売買取引を行う者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(市場の名称、位置及び面積)

第3条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

- (1) 名称 和歌山市中央卸売市場
- (2) 位置 和歌山市西浜1, 660番地の401
- (3) 面積 122, 735. 02平方メートル

(取扱品目の部類)

第4条 市場の取扱品目の部類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品を主たる取扱品目とするもの
- (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とするもの

(開場の期日)

第5条 市場は、次の各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日（1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月2日から1月4日まで及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。

(開場の時間)

第6条 市場の開場時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(開設者による差別的取扱いの禁止)

第6条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業務の許可)

第7条 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販

売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。) を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、第4条に定める取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしない。
  - (1) 申請者が法人でないとき。
  - (2) 申請者が、この条例の規定により過料に処せられた者で、その処分の執行を終えた日から起算して3年を経過しないものであるとき。
  - (3) 申請者が、市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
  - (4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しないとき。
  - (5) 申請者の役員(取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
    - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの条例の規定により過料に処せられた者で、その刑若しくは処分の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
    - ウ 市場の卸売の業務の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものと除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
  - (6) 申請者が和歌山市暴力団排除条例(平成23年条例第28号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は第5条に規定する暴力団関係者等(以下「暴力団関係者等」という。)であるとき。
  - (7) 申請者が暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)を役員とし、又は暴力団員等をその業務に従事させているとき。
  - (8) 市場の卸売の業務の許可をすることによって、卸売業者の数が規則で定める最高限度の数を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第8条 卸売業者は、市長から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

- 2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第9条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、規則で定める。

- 2 前項の保証金は、規則で定める有価証券をもって代用することができる。
- 3 前項の有価証券の価格は、規則で定める。

(保証金の追加預託)

第10条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。
- 3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第11条 市長は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠つたときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失つた日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第12条の2 市長は、卸売業者が第7条第4項第2号若しくは第5号から第7号までのいずれかの規定に該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力及び信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

- 2 市長は、卸売業者が正当な理由がないのに次の各号のいずれかに該当するとき、又は使用料その他この条例による市に対する納付金を納付しないときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、その業務を開始しないとき。

(2) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(業務開始等の届出)

第12条の3 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 卸売の業務を廃止したとき。
- (3) その他規則で定める事項に該当したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第12条の4 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第7条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第12条の4第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(事業報告書の作成等)

第12条の5 卸売業者は、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(せり人の登録)

第13条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、登録申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の登録申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第1項の登録の申請があつた場合は、市長は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、規則で定めるところによりせり人を登録するものとする。

5 市長は、第1項の登録の申請があつた場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの条例の規定により過料に処せられた者で、その刑若しくは処分の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第15条又は第71条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しないものであるとき。
- (4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。
- (5) 暴力団員等又は暴力団関係者等であるとき。

#### 第14条 削除

(せり人の登録の取消し)

第15条 市長は、せり人が第13条第5項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当することとなつたときは、その登録を取り消すものとする。

(せり人の登録の消除)

第16条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものとする。

- (1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。
- (2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。
- (3) 第71条第5項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。

#### 第17条 削除

##### 第2節 仲卸業者

#### 第18条 削除

(仲卸業務の許可)

第19条 仲卸しの業務（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、第4条に定める取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは同項の許可をしない。
  - (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
  - (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又はこの条例の規定により過料に処せられた者で、その刑若しくは処分の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
  - (3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3

年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき（規則で定めるところにより市長が承認したときを除く。）。

(6) 申請者が法人であつて、その役員のうちに第1号、第2号及び前号のいずれかに該当する者並びに市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを見除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもののいずれかに該当する者があるとき。

(7) 申請者が暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者等であるとき。

(8) 申請者が暴力団員等を役員とし、又は暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(9) その許可をすることによって仲卸業者の数が規則で定める最高限度の数を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第20条 仲卸業者は、市長から前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第21条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、規則で定める。

2 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第22条 市長は、仲卸業者が第19条第4項第1号、第2号若しくは第5号から第8号までのいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力及び信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が正当な理由がないのに次の各号のいずれかに該当するとき、又は使用料その他この条例による市に対する納付金を納付しないときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第19条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、第20条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第19条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、その業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) その業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第23条 仲卸業者が事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第19条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第19条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第23条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第24条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対しても第19条第1項の許可は、その相続人に対したものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第19条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第19条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第24条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

(業務開始等の届出)

第25条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け

出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 仲卸しの業務を廃止したとき。
- (3) その他規則で定める事項に該当したとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第26条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第27条 市場において卸売業者からせり賣又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認には、取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。
  - (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
  - (2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者であるとき。
  - (3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき（規則で定めるところにより市長が承認したときを除く。）。
  - (4) 申請者が売買参加者の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
  - (5) 申請者が暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者等であるとき。
  - (6) 申請者が暴力団員等を役員とし、又は暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(名称変更等の届出)

第28条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (2) 商号を変更したとき。
- (3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 第25条第2項の規定は、売買参加者について準用する。

(売買参加者の承認の取消し)

第29条 市長は、売買参加者が第27条第4項第1号、第3号、第5号若しくは第6号に該当することとなつたとき、卸売の相手方として必要な資力及び信用を有しなくなつたと認めるとき、又は市場の秩序を乱し、若しくは公共の利益を害する行為を行つたときは、その承認を取り消すものとする。

#### 第4節 総合食品センター事業者

(総合食品センター事業者の許可)

第30条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出入その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる業務（以下「総合食品センター事業」という。）を行おうとする者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

- (1) 規則で定める食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者
- (2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項の許可を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第31条 市長は、総合食品センター事業を営むことについて、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又はこの条例の規定により過料に処せられた者で、その刑若しくは処分の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者がその許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (4) 申請者が業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者等であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等を役員とし、又は暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(保証金)

第32条 総合食品センター事業の許可を受けた者（以下「総合食品センター事業者」という。）は、第30条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければ

ならない。

- 2 総合食品センター事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。
- 3 総合食品センター事業者の預託すべき保証金の額は、規則で定める。
- 4 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(許可の取消し等)

第33条 市長は、総合食品センター事業者が第31条第1項第1号、第2号、第5号若しくは第6号に該当することとなつたとき又は業務を適確に遂行するのに必要な資力及び信用を有しなくなつたと認めるときは、第30条第1項の許可を取り消すものとする。

- 2 市長は、総合食品センター事業者が正当な理由がないのに次の各号のいずれかに該当するとき、又は使用料その他この条例による市に対する納付金を納付しないときは、第30条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第30条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。
- (2) 第30条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) その業務を遂行しないとき。

(総合食品センター事業者に対する規制等)

第34条 市長は、総合食品センター事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、総合食品センター事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等をすることができる。

- 2 市長は、監督上特に必要があると認めるときは、総合食品センター事業者に対し、その業務又は財産に關し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 第25条の規定は、総合食品センター事業者について準用する。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第35条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第36条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1区分1に掲げる物品 せり売又は入札の方法
- (2) 別表第1区分2に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引 (一の卸売業

者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下同じ。)

- 2 卸売業者は、前項第1号に掲げる物品については、規則で定める場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引によることができる。
- 3 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品については、規則で定める場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
- 4 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対してせり売又は入札による卸売を行つてはならない。ただし、せり売又は入札による卸売の結果、残品を生じた場合については、この限りでない。
- 5 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を規則で定める方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(相対取引の承認申請)

第37条 前条第2項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

第38条 削除

(差別的取扱いの禁止)

第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(受託拒否の禁止)

第39条の2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、規則で定める正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する販売の届出)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第41条 削除

(市場外にある物品の卸売の届出)

第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第43条から第45条まで 削除

(受託物品の確認)

第46条 卸売業者は、受託物品（卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする物品（次項において「電子商取引に係る受託物品」という。）を除いたものをいう。以下この項において

て同じ。)にあつては、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その証明を得ることができる。

2 卸売業者は、電子商取引に係る受託物品にあつては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が当該物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長に報告し、その証明を得ることができる。

(卸売した物品の相手方の明示及び引取り)

第47条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売した物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

(委託販売の届出)

第48条 仲卸業者は、その許可に係る市場内において、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託を引き受け販売したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(卸売業者以外の者からの買入れ販売の届出)

第49条 仲卸業者は、その許可に係る市場内において、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買入れて販売したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(売買取引の制限)

第50条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品等の売買禁止等)

第51条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されおらず人の健康に害を及ぼす可能性がある物品(以下この条において「衛生上有害な物品等」という。)が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。

2 取引参加者及び総合食品センター事業者は、衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的

をもつて所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(売買取引の結果等の報告)

第52条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、その日の主要な品目ごとの卸売の数量及び卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその消費税及び地方消費税に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第53条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、その日の主要な品目の卸売予定数量を公表しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を公表しなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額（第54条の2の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に限る。）を公表しなければならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

第54条 市長は、卸売業者から第52条第1項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量を公表するものとする。

2 市長は、卸売業者から第52条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その日の主要な品目ごとの卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。

(売買取引の条件の公表)

第54条の2 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他規則で定める売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

(決済の方法)

第55条 市場における取引参加者の卸売、販売等に係る代金等の決済期日については、当事者間の合意によるものとする。ただし、卸売業者及び仲卸業者は、市内で生産された野菜若しくは果実又は水揚げされた生鮮水産物の出荷者に対し、速やかに代金等を支払うよう努めなければならない。

2 市場における売買取引の支払方法は、送金又は現金によるものとする。ただし、当事者間で特約を結ぶことを妨げない。

(委託手数料の率)

第56条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から受領する委託手数料は、卸売金額（卸売価格の合計額をいう。別表第2において同じ。）から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に卸売業者が定める率（以下「委託手数料の率」という。）を乗じ、その乗じて得た額にその10パーセントに相当する額を加えた金額とする。

2 卸売業者は、委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出を行う卸売業者に対し、届出に係る委託手数料の率が卸売業者の財務及び業務の運営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

4 市長は、委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき、その他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命ずることができる。

（売買仕切金の前渡し等）

第57条 卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金（卸売業者が受託物品の卸売をしたとき、委託者に対して支払う当該卸売をした物品の単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。）と数量の積の合計額にその消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額から、前条第1項に規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を差し引いた仕切金額をいう。以下同じ。）を前渡ししたとき、売買仕切金の支払いを担保する保証金を差し入れたとき、又は出荷を誘引するために資金を貸し付けたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、売買仕切金の前渡し等の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

（出荷奨励金の交付）

第58条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を支払ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第59条 削除

（卸売後の物品の確認）

第60条 卸売業者は、卸売をした物品について、当該物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の証明を得るために市長の指定する検査員に確認を求めることができる。

#### (完納奨励金の交付)

第61条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を支払ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

#### 第4章 卸売の業務に関する品質管理

##### (物品の品質管理の責任者)

第61条の2 卸売業者は、市場における卸売の業務に係る物品の品質管理の責任者を定め、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。責任者を変更しようとする場合も同様とする。

2 仲卸業者は、市場における仲卸しの業務に係る物品の品質管理の責任者を定め、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。責任者を変更しようとする場合も同様とする。

#### 第5章 市場施設の使用

##### (施設の使用指定)

第62条 卸売業者、仲卸業者及び総合食品センター事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、規則で定めるところにより、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 市場施設をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 市場の管理及び運営に支障があると認めるとき。
- (4) 申請者が、暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者等であるとき。
- (5) 申請者が暴力団員等を役員とし、又は暴力団員等をその業務に従事させているとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

4 第2項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき、市長の承認を受けた者については、この限りでない。

- 5 前項の保証金の額は、第68条第1項の規定による使用料月額の3倍とする。
- 6 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、第4項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第63条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第64条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

- 2 使用者が、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状回復することを命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第65条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に、自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第66条 市長は、市場施設について次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用的指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) 業務の監督、災害の予防、施設の改廃その他市場の管理上必要があると認めるとき。
- (2) 第62条第2項の許可を受けた者が、同条第3項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

(補修命令)

第67条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第68条 使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第2に掲げる金額とする。

- 2 前項の使用料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で規則で定めるところにより、市長の指定するものは、使用者の負担とする。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、使用料を減額し、又は免除す

ることができる。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由により、3日以上にわたり市場施設を使用することができないとき。
- (2) 第66条の規定による使用停止の期間が3日以上にわたるとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

## 第6章 監督

### (報告及び検査)

第69条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は総合食品センター事業者に対し、その業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

### (改善措置命令)

第70条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し、規則で定めるところにより必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- (1) 卸売業者 当該卸売業者の業務、財産又は会計
- (2) 仲卸業者 当該仲卸業者の業務、財産又は会計
- (3) 第1号及び第2号に掲げる者以外の取引参加者 当該取引参加者の業務
- (4) 総合食品センター事業者 当該総合食品センター事業者の業務又は会計

### (監督処分)

第71条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第6条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、仲卸業者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第19条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、売買参加者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万

円以下の過料を科し、第27条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

4 市長は、総合食品センター事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第30条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。

(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めるとき。

6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は総合食品センター事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は総合食品センター事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

7 第62条第2項の許可を受けて市場施設を使用している者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をした場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、同項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

## 第7章 市場運営協議会及び市場取引委員会

(市場運営協議会及び市場取引委員会の設置)

第72条 市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、和歌山市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）及び市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、和歌山市中央卸売市場取引委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

(協議会)

第72条の2 協議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

- 5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 協議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。
- 9 会長は、会議の議長となる。
- 10 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 11 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 協議会の庶務は、産業交流局農林水産部において処理する。
- 13 前条及び前各項に定めるものほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

（委員会）

第72条の3 委員会は、委員18人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員会には、専門部会として青果部会及び水産部会を置く。
- 4 委員長は、委員が委員会の会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求したときは、速やかに会議を招集するものとする。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。
- 5 前条第3項から第12項まで（第8項を除く。）の規定は、委員会の組織及び運営について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

（委員会の所掌事務）

第72条の4 委員会は、この条例の改正（次の各号に掲げる事項に限る。）に関し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 開場の期日及び時間
  - (2) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあつては、額の周知に関する事項）
  - (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の責任者
  - (4) 卸売業者に関する事項
  - (5) 仲卸業者及び売買参加者に関する事項
- 2 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前2項に係る審議内容について、必要に応じ審議結果等の報告書を提出させることができる。

(専門部会)

第72条の5 第72条の3第3項の専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

2 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

3 部会長は、その専門部会の権限に属する事項に限り、委員長と協議を経て、専門部会の会議を招集することができる。

4 部会長は、速やかに前項の会議の結果を委員長に報告しなければならない。

5 委員会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

6 第72条の2第9項から第11項までの規定は、専門部会の議事について準用する。この場合において、同条第9項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第10項及び第11項中「協議会」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

(委員会への委任)

第72条の6 この章（第72条の2を除く。）に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

第8章 市場委託手数料届出事項調査検討委員会

(市場委託手数料届出事項調査検討委員会の設置)

第72条の7 第56条第2項の規定による届出（次条において「届出」という。）に係る委託手数料の率について専門的見地から調査及び検討を行わせるため、和歌山市中央卸売市場委託手数料届出事項調査検討委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第72条の8 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 届出に係る委託手数料の率を適用した場合の事業計画の妥当性についての調査及び検討を行い、市長に意見を述べること。

(2) 届出に係る委託手数料の率が卸売業者の財務及び業務の運営に与える影響についての調査及び検討を行い、市長に意見を述べること。

(3) その他委託手数料の率に関し、公正かつ適正な取引の確保並びに卸売業者の財務及び業務の運営の健全性の確保等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第72条の9 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、公認会計士その他の企業経営に関する専門的知識を有する者及び卸売市場の制度に関する学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長)

第72条の10 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第72条の11 委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第72条の12 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(準用)

第72条の13 第72条の2第3項及び第4項の規定は委員の任期について、同条第12項の規定は委員会の庶務について、第72条の6の規定は委員会への委任について準用する。この場合において、第72条の2第12項中「協議会」とあるのは「委員会」と、第72条の6中「この章（第72条の2を除く。）」とあるのは「この章」と読み替えるものとする。

## 第9章 雜則

(卸売の業務の代行)

第73条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し、販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないか又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。

(災害時における生鮮食料品等の確保)

第73条の2 市長は、災害の発生に際して、法令で定めるほか、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者及び総合食品センター事業者に対し、生鮮食料品等の確保について必要な指導をすることができる。

(無許可営業の禁止)

第74条 卸売業者、仲卸業者及び総合食品センター事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入等に対する指示)

第75条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場外への退去を命じ、又は市場への入場、市場施設の使用若しくは物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第76条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行つてはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第77条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を附することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課すこととなるないものでなければならない。

(規則への委任)

第78条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和49年4月19日施行、規則19）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(和歌山市地方卸売市場業務条例等の廃止)

第2条 次の条例は、廃止する。

- (1) 和歌山市地方卸売市場設置条例（昭和31年条例第12号）
- (2) 和歌山市地方卸売市場業務条例（昭和31年条例第15号）
- (3) 和歌山市地方卸売市場運営委員会条例（昭和32年条例第38号）

附 則（昭和49年12月19日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 7 月 20 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 12 月 22 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 27 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 12 月 23 日）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 31 日）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 13 日）

この条例は、和歌山市行政手続条例（平成 7 年条例第 3 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 7 年 8 月 1 日）

附 則（平成 7 年 8 月 22 日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にせり人の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 28 日）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日 平成 17.5.2 施行、規則 100）

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 22 日）

この条例中第 42 条第 6 項第 2 号イの改正規定は平成 18 年 3 月 1 日から、第 23 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに第 26 条（見出しを含む。）の改正規定は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 18 年 5 月 1 日）

附 則（平成 18 年 12 月 22 日）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年1月13日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市中央卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）

第56条第2項の規定による届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第45条及び第56条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成21年3月4日）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日 平成26.9.1施行、規則79）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成27年3月19日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日 令和2.7.1施行、規則79）

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 別表第2（関連事業者市場使用料の項の改正規定を除く。）の改正規定 令和2年7月1日

（2） 目次の改正規定（「関連事業者」を「総合食品センター事業者」に改める部分に限る。）、第2章第4節の改正規定（第30条第1項の改正規定（「（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。第50条において同じ。）」を削る部分に限る。）を除く。）、第51条第2項の改正規定（「関連事業者」を「総合食品センター事業者」に改める部分に限る。）、

第62条第1項の改正規定、第69条第1項の改正規定（「関連事業者に」を「総合食品センター事業者に」に改める部分に限る。）、第70条第1項の改正規定（同項に第4号を加える部分に限る。）、第71条第4項及び第6項の改正規定、第73条の次に1条を加える改正規定、第74条第1項の改正規定、附則第3条を削る改正規定並びに別表第2の改正規定（関連事業者市場使用料の項の改正規定に限る。） 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

- 2 この条例による改正後の和歌山市中央卸売市場業務条例別表第2卸売業者市場使用料の項、仲卸業者市場使用料の項及び備考の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の和歌山市中央卸売市場業務条例別表第2総合食品センター事業者市場使用料の項の規定は、第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和4年3月10日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2卸売業者市場使用料の項から加工所使用料の項までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和6年6月28日）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第36条関係）

区分	品目
1	個人出荷品の一般野菜類及び果実類
	近海物売場で取り扱う物品（主に地のもの）
2	区分1に定める物品以外の物品

別表第2（第68条関係）

種別	金額
卸売業者市場使用料 青果部	取扱高と平均取扱高が同額となる場合又は取扱高が平均取扱高を下回る場合 取扱高の1,000分の3に相当する額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額126円
	取扱高が平均取扱高を上回る場合 差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額にその10パーセント

			ントに相当する額を加えた額及び卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 1 2 6 円
水産物部	取扱高と平均取扱高が同額となる場合又は取扱高が平均取扱高を下回る場合	取扱高の 1 , 0 0 0 分の 3 に相当する額にその 10 パーセントに相当する額を加えた額及び卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 4 8 6 円	
	取扱高が平均取扱高を上回る場合	差額取扱高の 1 , 0 0 0 分の 2 に相当する額と平均取扱高の 1 , 0 0 0 分の 3 に相当する額との合計額にその 10 パーセントに相当する額を加えた額及び卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 4 8 6 円	
低温売場使用料	青果部	使用面積 1 平方メートルにつき月額 7 0 9 円	
荷さばき場使用料		使用面積 1 平方メートルにつき月額 2 9 6 円	
詰所使用料		使用面積 1 平方メートルにつき月額 2 9 6 円	
仲卸業者市場使用料	青果部	取扱高と平均取扱高が同額となる場合又は取扱高が平均取扱高を下回る場合	取扱高の 1 , 0 0 0 分の 3 に相当する額にその 10 パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 1 , 2 5 9 円
		取扱高が平均取扱高を上回る場合	差額取扱高の 1 , 0 0 0 分の 2 に相当する額と平均取扱高の 1 , 0 0 0 分の 3 に相当する額との合計額にその 10 パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 1 , 2 5 9 円
水産物部	取扱高と平均取扱高が同額となる場合又は取扱高が平均取扱高を下回る場合	取扱高の 1 , 0 0 0 分の 3 に相当する額にその 10 パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 1 , 9 6 4 円	
	取扱高が平均取扱高を上回る場合	差額取扱高の 1 , 0 0 0 分の 2 に相当する額と平均取扱高の 1 , 0 0 0 分の 3 に	

		相当する額との合計額にその 10 パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 1, 964 円
総合食品センター事業者市場使用料		使用面積 1 平方メートルにつき月額 1, 844 円
事務所使用料	青果部	使用面積 1 平方メートルにつき月額 907 円
	水産物部	使用面積 1 平方メートルにつき月額 1, 414 円
倉庫使用料		使用面積 1 平方メートルにつき月額 489 円
保冷倉庫使用料		使用面積 1 平方メートルにつき月額 762 円
買荷保管所使用料	青果部	使用面積 1 平方メートルにつき月額 1, 160 円
買荷保管積込所使用料	水産物部	使用面積 1 平方メートルにつき月額 1, 809 円
加工所使用料	青果部	使用面積 1 平方メートルにつき月額 660 円
	水産物部	使用面積 1 平方メートルにつき月額 1, 029 円
近郊そ菜売場使用料		使用面積 1 平方メートルにつき月額 429 円
冷蔵庫使用料	SF 級（保管温度が摂氏零下 50 度以下のもの）	使用面積 1 平方メートルにつき月額 3, 555 円
	F 級（保管温度が摂氏零下 50 度を超える摂氏零下 20 度以下のもの）	使用面積 1 平方メートルにつき月額 2, 032 円
	C 級（保管温度が摂氏零下 20 度を超える摂氏 10 度以下のもの）	使用面積 1 平方メートルにつき月額 1, 877 円
福利厚生施設使用料		使用面積 1 平方メートルにつき月額 478 円
土地使用料		使用面積 1 平方メートルにつき月額

55円

備考

- 1 「取扱高」とは、卸売業者市場使用料にあつては当該月の卸売金額、仲卸業者市場使用料にあつては第48条の規定により販売の委託を引き受けた物品及び第49条の規定により買い入れた物品の当該月の販売金額の合計から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額をいう。
- 2 「平均取扱高」とは、当該月と同じ月の直近5年間における取扱高の平均額をいう。ただし、直近5年間のうち、取扱高がない年がある場合は、当該年は平均額に算入しない。
- 3 「差額取扱高」とは、取扱高から平均取扱高を控除して得た額をいう。